JPT 規程 (2023)

一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟

1. 総則

第1条(趣旨)

本規程は、「一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟定款」(以下「定款」という)に基づき、JBCF の活動領域である「自転車競技力の向上」、「新しい自転車文化の創造・自転車環境整備」、「世界への挑戦」に関連する事業の推進を図ることを目的とし、Jプロツアーの運営に関し、以下の目的の為、定める。

- 1. JBCF2023 レース内外における選手・チームスタッフの公平性
- 2. 大会運営に係る関係者等の遵守事項

第2条 (用語の定義)

本規程で使用する語の定義は、以下のとおり定める。

1. JBCF : 一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟

2. UCI : 国際自転車競技連合

3. JCF : 公益財団法人 日本自転車競技連盟

4. 学連 :日本学生自転車競技連盟

5. 高体連 : 公益財団法人 全国高等学校体育連盟自転車競技専門部

6. カテゴリー:JBCF における走力や年代別および性別による競争の区分を指す。区分は以下 $7\sim11$ の通り。

7. JPT : Jプロツアー

8. JET :] エリートツアー

9. JFT :] フェミニンツアー

10. JMT : J マスターズツアー

11. JYT : [ユースツアー

12. カテゴリー: 各暦年中に達する、UCI/JCF 規則による年齢。 区分は以下 13.~14.および別表①の通り。

13. ユース : 下表に掲げる 2007 年以降生まれの選手 (参照:別表①)

U13	12 歳以下
	(2011 年以降生まれ)
U15	13 歳および 14 歳
	(2009 年および 2010 年生まれ)
U17	15 歳および 16 歳
	(2007 年および 2008 年生まれ)

※U13 においては、JBCF への加盟登録はできない。

14. ジュニア : 17 歳および 18 歳に達する (2005 年および 2006 年生まれ) 選手。

15. 年度 : 2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日

16. 規則 : 当該年度における最新の UCI・JCF 規則を指す

17. 規程 : 当該年度の JBCF 加盟登録規程を指す。

18. チーム : 4名以上の同一属性を指す。

第3条(基本規則)

1. JBCF は JCF の加盟団体であり、原則として UCI 及び JCF 競技規則に準じて開催される。

- 2. JBCF に加盟登録する選手は、JCF 競技規則の内容を理解し、遵守すること。
- 3. 第1項に加え、大会特別規則を定め当該大会独自の運用を行う場合がある。

第4条(対象とするチームおよび選手)

- 1. 本規程の対象チーム(以下「チーム」という。)は、今年度の規程に則り登録した全チームとする。
- 2. 本規程の対象選手は前項のチームに所属し、規程により加盟登録を完了した者(以下「選手」という。)を指す。

2. 登録・ライセンス・参加ツアー・資格等

第5条(チーム数)

JPT2023 の加盟チーム数は、22 を上限 とする。

第6条(選手のチーム所属)

選手は、原則として JBCF に正式に加盟登録された JPT チームにおける所属選手として 加盟登録されなければ、JBCF 公式レースに出走することができない。

第7条 (チーム所属の制限)

選手は、2023年度中に IPT の複数チームに同時に所属することはできない。

また、UCI コンチネンタルチームと JPT チームに同時に所属することもできない。(参照: JCF 規則チーム登録規定第 15 条)

第8条(JPT2023選手の参加個人資格)

1. JPT に参加するチームは、下記「JPT 2023 ライダーステイタス (以下、ライダーステイタスという。) に該当する選手を所属させること。

【ライダーステイタス】

(1) ジュニア男子以上の年齢かつ JCF または UCI の競技者ライセンスのいずれかを 保持していること。

- (2) 下記いずれかに該当すること。
 - ① 「J プロツアー 2022」 最終個人ランキング 100 位以内
 - ② 「J エリートツアー 2022」最終個人ランキング 50 位以内
 - ③ 「J エリートツアー 2022」E1 ロードレースにおいての各 3 位までの入賞者、E1 クリテリウムおよびタイムトライアルにおいての各優勝者
 - ④ 下記基準を満たす等、JBCF が認めた選手
 - i. 2022 年全日本選手権ロードレース(エリート) 20 位以内
 - ii. 2022 年全日本選手権ロードレース (エリート以外) 10 位以内
 - iii. 2022 年全日本大学対抗選手権自転車競技大会ロードレース 10 位以内、 2022 年全日本学生個 人ロードレース大会 10 位以内 その他 2022 年の JICF 公認レースクラス 1 における各 3 位以内。 但し 2022 年に当該大会が開催されない場合、直近に開催された同大会の成績を 以て判定する。
 - iv. 2022 年および 2023 年 JCF ロードレース強化指定選手 (A,B)
 - v. UCI ポイント保持者
 - ⑤ 過去の全日本選手権ロードレース(男子エリート)において優勝経験のある者。
 - ⑥ オリンピック出場経験者(選手)
- 2. 前項①から⑥に該当しない選手についてはチーム登録の新規・継続を問わず、最大 6 名まで監督推薦枠として、チーム代表から JBCF へ申請すること。JBCF は申請受理後、標準的な JPT ロードレースでの走力の有無を基本的な判断基準とし、当該選手の過去の競技実績、将来性、品行、JBCF への協力等を含めて審査し、登録の可否をチームに通達する。
- 3. 年度途中の追加選手登録は1項①から⑥のいずれかを満たすか、監督推薦枠として JBCFによって認められる必要がある。

第9条(加盟資格および審査基準)

JBCF は、以下の項目をチームの加盟資格とし、前条とともに総合的にこれを審査の上、 JPT2023 加盟登録チームを決定する。

- 1. チーム加盟資格
- JPT2022 登録チーム
- ② JET2022 シーズンの最終戦終了時の JET チームランキング上位 10 チーム
- ③ JBCF2022 未登録かつ JPT 加盟に相応しい戦力および運営体制を有するチーム

2. 審査基準

- ① 本規程の遵守見込み
- ② チーム運営法人の経営基盤、事業収益性および経営の安定性

- ③ JPT2023 所属予定選手の前条におけるライダーステイタスおよび JBCF 大会等にお ける競技実績
- ④ JPT2023 所属予定選手の、JBCF 大会以外の自転車競技実績
- ⑤ チームおよび関係者の自転車チーム運営実績

第10条(加盟登録方法)

チームは、JBCF が指定する下記期間において、JPT への加盟希望の申請を行う。受理されたチームは JBCF による審査対象となる。審査後、JBCF は各チームへ「JPT2023」の加盟について結果通知を行う。

内定通知を受理した JPT2023 加盟候補チームは、別途定める「JPT2023 チーム加盟申請書」を提出し、JBCF にて受理され、第 12 条に定める会費を納入した時点で正式に JPT2023 加盟チームとなる。

- (1) 優先候補(受付期間: 2022年11月16日~12月10日) JPT2022シーズン登録チーム
- (2) 追加候補
- ① JPT 加盟に相応しい戦力および運営体制を有するチーム (受付期間: 2022 年 11 月 20 日~12 月 10 日)
- ② JET2022 シーズンの最終戦終了時の JET チームランキング上位 10 チーム (受付期間: 2022 年 11 月 20 日~12 月 10 日)

第11条(加盟登録の有効期間)

加盟登録は当該年度中に限り、以下のとおりとする。

- 1. 2023 年度中に手続きを行ったときは、加盟登録日から有効期間が開始する。
- 2. 登録申請を行ったチームに関し、JBCF の判断により登録を許可しない、あるいは、 取り下げた場合、有効期間が残存していても、即時終了する。
- 3. チームへの所属関係が消滅したときは、別の加盟登録チームへ移籍した場合を除き、 原則として、有効期限が残存していたとしても加盟登録期間が終了する。

第12条(申請)

- 1. 登録を希望する選手およびスタッフの申請期間は、2023 年 1 月 15 日から 1 月 31 日までとする。但し、JCF ライセンスを取得している選手は、2023 年 2 月 1 日から2023 年最終戦の 2 週間前までの期間、追加申請をすることができる。申請にあたっては第 8 条を参照のこと。
- 2. JPCA 登録のプロライセンスを保持する選手は、登録地を「JPCA」として申請する。
- 3. チームは、18歳以上のチーム代表者を選任のうえ、申請手続きをおこなう。
- 4. チームは、以下のいずれかの資格を有する者をスタッフとして登録する必要がある。

- (1) JCF 公認チームアテンダント
- (2) 日本スポーツ協会自転車競技公認コーチ各級、同公認自転車競技各級指導員、 UCI の認めるコーチおよびスポーツディレクター資格
- 5. チーム名の年度内の変更は認めない。但し、JBCFが許可した場合はこの限りではない。

第13条(会費)

1. 会費は、以下のとおりとする。

チーム代表者は、JBCF 所定のうち自らが選択した支払方法に基づき、JBCF に対し下記 チーム分担金、チーム年会費および選手年会費を 2023 年 1 月 31 日までに納入すること。 なお、振込手数料は各チーム負担とする。

① IPT チーム分担金

チームは、以下の(A)ないし(B)のいずれかを選択することとする。

- (A) チーム分担金 120 万円(税別)
 - *2023年度内全ての J プロツアー大会の大会参加料支払いが免除される。
- (B) チーム分担金 40 万円 (税別)
 - *2023 年度の J プロツアー、他 JBCF 各大会に参加する際、以下の通り、 大会参加料を支払う必要がある。

Jプロツアー大会:8,000円(税別)*選手一人あたり
Jエリートツアー大会およびトラックシリーズ大会:大会ごとに定める参加料 *選手一人あたり

大会参加料の支払方法はチームから JBCF 指定口座に対する振込とし、 支払期日は各大会のエントリー締切日とする。

- ② チーム年会費(消費税不課税) 15,000 円/チーム
- ③ 選手年会費(消費税不課税)20,000円/人(保険料含む) 但し、競輪選手等、自転車競技を本業とする選手は保険適用外となることを、予め留意すること。
- 2. チームおよび選手は、前項の支払いが完了した時点で加盟登録がなされ、JBCF 公式 レースへのエントリーが可能となる。
- 3. JBCF は、チーム代表者が申請期間中に会費の支払いを完了しなかったことにより、 選手が JBCF 公式レースで出走できなかったとしても、チームおよび選手に対して何 らの責任も負わない。
- 4. チームは納入した会費について、IBCFに対して返金を求めることができない。
- 5. チーム年会費および選手年会費については、資産の譲渡等の対価に該当しないものであり、消費税不課税となる。

第14条(高等学校、高等専門学校および大学チームの登録)

JBCF はこれらの団体の JPT チーム加盟を妨げない。いずれも登録の際は、予め在学校 長の承認を得ていることが望ましい。

第 15 条 (ジャージ登録)

- 1. チームは、単一デザインのジャージを JBCF システム上で登録する。未登録のジャージを着用して IBCF 公式レースを出走することは原則認めない。
- 2. 前項に拘らず、上下一体型のワンピースやスキンスーツ等の場合は既に登録したセパレート式ジャージと単一のデザインとみなし、選手の出走を認める。

第16条(移籍)

- 1. 選手が移籍を希望する場合、当該選手が所属するチームから登録抹消された上で、移 籍先チームから IBCF に対して登録申請をし、承認を得る必要がある。
- 2. チームが、J プロツアーに加盟登録する別チームに所属する選手との契約を締結しようとする場合、移籍元チームの代表者に対して、当該選手との交渉を行うことを書面により通知し、許可を得なければならない。
- 3. 前項 1.および 2.に反する移籍について、JBCF はこれを無効とすることができる。

第17条(保険)

JBCF は加盟登録手続きが完了した選手に対し、以下の保険加入手続きを行う。

- 1. スポーツ安全保険(対象期間:加盟登録手続完了後2週間経過した日もしくは2023 年4月1日のいずれか遅い日から2024年3月31日まで)
- 2. レクリエーション傷害保険(対象期間:加盟登録手続完了日の翌日もしくは 2023 開幕戦が開催される日のいずれか遅い日から 2023 年最終戦まで)

第18条(資格停止および退会)

- 1. チームは、選手の退会を随時おこなうことができる。
- 2. JBCF は、チームまたは選手が本規程に違反したときは、選手の資格停止または退会をおこなうことができる。

3. 規則・運営等

第19条(競技規則)

JBCF が開催するレースは、原則すべて最新の UCI、JCF 競技規則および大会要項またはテクニカルガイド等に記載の各大会特別規則を適用の上、本規程によって開催される。

第20条(届出義務)

チームは、JBCF に対し、加盟登録時に届け出た以下の事項について、追加・変更が生じた際は都度届け出るものとする。

- 1. 選手
- 2. チームスタッフ
- 3. 運営法人

第21条 (JBCF における JPT 公式レース)

JBCF における JPT 公式レースとは、JBCF ロードシリーズを指す。

第22条 (レース日程等)

- 1. JBCF は、JPT 公式レースの開催日、時刻または開催地を変更するやむを得ない特別の事情があるときは、JBCF のウェブサイト等に掲示することにより、開催の日時または場所を変更することができる。
- 2. JBCF は、悪天候、地震等の天災地変、感染症の影響、または公共交通機関の不通その他 JBCF またはいずれのチームの責にも帰すべからざる事由(以下「不可抗力」という)により JBCF 公式レースが開催不能であると判断したときは、JBCF のウェブサイト等に掲示することにより、当該レースを中止とすることができる。この場合、JBCF は、理由の如何を問わず、大会エントリー費および年会費をチームに返還することを要しない。

第23条(出走資格・出走人数)

- 1. 本規程に基づき、原則 JBCF への加盟登録を完了した選手のみが、J プロツアー公式 レースにおける出走資格を有する。
- 2. Jプロツアー公式レースに出走できる選手数は、1 チームにつき 3 名以上 8 名以下とする。
- 3. 前項における人数の変更を定める場合は、各大会特別規則等にて記載する。

第24条 (オープン参加)

JPT におけるオープン参加については、本規程第8条に該当する選手または相応の実力を有するとJBCFが認めた選手に限り、参加可能とする。

本件選手における運用は以下の通り。

- 1. 着順、ポイント付与および表彰については、これを適用しない。
- 2. JBCF 所定の金員を指定された期日までに支払うこと。

第25条 (チームカー)

- 1. 各チームはレースに随行するチームカーを 1 台以上配備すること。チームカーに使用する車両の外板部はチームロゴ等で露出し、他チームと判別可能な状態にすること。
- 2. チームカーの随行可否については、大会実施要項または大会特別規則等にて発表する。

第26条(チームピット)

JBCF は、JPT2023 参加チームに向けて、原則チームピットゾーンを準備する。 各チームに割り当てるピットゾーンは、原則 50 ㎡を目安とする。

- 1. 大会開催日の2週間前のチームランキングを基本とし、会場のレイアウト等様々な要素 を総合考慮して、各チームピットゾーンを決定する。これはテクニカルガイドにて発表 する。
- 2. チームは、指定されたチームピットゾーンにチームカーおよびチームテントを置くことができる。

第27条 (ゼッケン番号等)

- 1. JBCF は登録されたチームに対し、フレームプレートを年間貸与する。
- 2. JBCF は、選手に対し、大会ごとにボディゼッケンを配付する。
- 3. 前項のフレームプレートを改変することは不可とし、やむを得ず使用不能となった際は、すみやかに JBCF に対して再交付を申請すること。なお、フレームプレートを紛失したチーム等については、作成費用実費を請求する。

第28条(選手のライセンスコントロール)

- 1. 選手はレースに参加するため、JCF 競技者ライセンスまたは国際ライセンスをライセンスコントロール時に提示しなければならない。なお、提示は現物である必要はなく、今年度において有効であることが確認されれば良い。
- 2. 前項の確認が出来ない場合、下記事項の確認を経た後、参加することができる。
 - (1) 各都道府県車連の受領印がある申請書の控えを提示した場合
 - (2) 自動車運転免許証などの写真入りカード式 ID による本人確認が可能であり、かつライセンス不提示のペナルティを支払う場合
 - (3) JCF 競技者ライセンスを申請済みであることの証明書またそれに準じる内容を提示した場合
- 3. JBCF は、前項が確認できた選手に対して、計測タグを貸与し、ボディゼッケンを配付する。

第29条(チームスタッフのライセンスコントロール)

- 1. チームスタッフのうち、補給(飲食料、補給)を行う者、レース随行車両を運転する者、マネージャーミーティングに出席する者は、レース会場のライセンスコントロールにて、以下のいずれかを提示しなければならない。なお、提示は現物である必要はなく、今年度において有効であることが確認されれば良い。
 - (1) JCF 公認チームアテンダント登録証
 - (2) 日本スポーツ協会自転車競技公認コーチ各級、同公認自転車競技各級指導員証、 UCI の認めるコーチ有資格者証
- 2. レースエントリー時に前項 (1) (2) いずれかの資格を有するチームスタッフの帯同 を、1 名以上必須とする。

第30条(出走サインおよびバイクチェック等)

- 1. UCI および JCF 規程に則り、レースに出走する選手は、大会実施要項またはテクニカルガイドで定められた時間内に JBCF が用意したサインシートに自署すること。
- 2. 前項のサインシートに自署するときは、機材(自転車の寸法、重量等)、服装および装備(ヘルメット、ウェア、ボディゼッケン、フレームプレート、計測タグ等)の検査をおこなうため、出走できる状態で臨むこと。

第31条(オンボードカメラ)

- 1. 選手は、レースでの走行中に"自転車に固定されたオンボードカメラによる"静止画および動画等の撮影をすることができる。
- 2. 前項の選手がオンボードカメラを装着する場合は、大会当日はカメラを装着した状態で検車(バイクインスペクション)を受ける必要がある。
- 3. 選手は、撮影した静止画や動画を、UCI 倫理規定(http://jcf.or.jp/wp2012/wp-content/uploads/downloads/2018/12/Code-of-Ethics_20181101.pdf)最新版に準じ、他選手の肖像権に十分な配慮を行った場合に限り、SNS等で公開する事ができる。但し JBCF がその内容を不適切と判断した場合、選手は速やかに当該静止画および動画の削除に応じなければならない。なお、これらの静止画や動画が元となって生じたトラブルについて、JBCF は一切その責を負わない。

第32条(スタート時のラインナップ等)

- 1. スタート時の紹介およびスタート位置は、以下のとおりとする。なお、シーズン初戦は、前年度の最終結果を適用する。
 - ① プロリーダージャージ着用選手:選手紹介、インタビュー、最前列からのスタート
 - ② ネクストリーダージャージ着用選手:選手紹介、最前列からのスタート
 - ③ 個人ランキング2位~10位の選手:2列目からのスタート

- ④ チームランキング1位のチーム全選手:3列目からのスタート
- ⑤ 上記以外に JBCF が推挙した選手:最前列または2列目からのスタート
- ⑥ ①乃至⑤以外の選手:4列目以降からのスタート

第33条(飲食料の補給)

- 1. チームスタッフのうち補給ゾーンにて飲食料の補給を行う者は、所属するチームのジャージまたは他チームとの識別可能なチームウェア等を着用し、 補給に必要な最低限の物のみ携帯すること。
- 2. 前項における補給員の数は、出走選手数が3名以上の場合は3名以下とする。

第34条(機材の補給)

機材補給の可否は、大会特別規則等において規定する。

第35条(ニュートラルサポート)

1. J プロツアーにおけるニュートラルサポートは、原則全てのレースにおいて実施する。なお適用されない大会については、大会特別規則等で発表する。

第36条(貸与物の返却)

- 1. 選手は競技終了後すみやかに以下の貸与物を返却する。
 - (1) 計測タグ
- 2. 前項の貸与物を返却しなかったチームまたは選手は、すみやかに JBCF に対してメール連絡のうえ、返却方法の指示に従うこと。また、貸与物を紛失したチームに対しては、かかる弁償等費用の実費を請求する。

第 37 条 (ペナルティ)

- 1. レースで発生した全てのペナルティは、原則 UCI/JCF 規則に則り、リザルトまたはコミュニケに記載し、リザルトボードまたはウェブサイト等にて掲示する。
 - また、2023 年は通年 1 スイスフラン = 150 円の換算とする。なおシーズン中、同レートの振れ幅が 10%乖離した場合は適宜見直すこととする。
- 2. 前項のペナルティとして罰金を科された選手が所属するチームの代表者は、JBCF に対し、罰金を支払わなければならない。この支払が完了しないかぎり、当該選手は次回以降のレースに出走することができない。
- 3. 当該支払い方法は、JBCF システムから支払うこと。大会会場では告知のみとし、原 則現金譲受を行わない。

第38条(救護)

- 1. 選手は、レースの出走に際して、健康保険証を持参すること。
- 2. JBCF は、原則レース中における負傷の応急処置または救急搬送のみ対応する。 大会後および搬送後の治療、入院および各種手続き等については、選手またはチーム の責任でおこなうこと。

4. ポイント・ランキング・表彰等

第39条(レーティング)

JBCF ロードシリーズ対象レースのレーティングは、原則以下のとおりの運用とする。各レーティングの対象ポイントは、附則・別表を参照。

- プラチナ:経済産業大臣旗
- ゴールド:東西クラシック、公道レース等
- シルバー:上記2以外のロードレース (主に 100km を下回る距離)、タイムトライアル等
- ブロンズ:クリテリウム、ヒルクライム等

第40条 (ポイント)

ポイントは、以下のとおりとする。

なお、当シーズン中に獲得したポイントは、翌シーズンには持ち越すことができない。

- 1. 個人ポイント
 - (1) 個人ポイントは、各レースのフィニッシュ着順により与える。
 - (2) 各レースにおける順位に対するポイントは、ポイント表にしたがう。
 - (3) 移籍の際は、対象選手が保持し、消滅しない。
- 2. チームポイント
 - (1) 各レース3名以上出走のチームに与える。
 - (2) 各レースにおける上位3名の合計ポイント
 - (3) チームポイントに寄与した選手が移籍した場合でも、移籍元チームに残る。

第 41 条 (ランキング)

- 1. 個人年間総合ランキング
 - (1) JPT2023 における個人ポイントの年間累計で決定する。
 - (2) 当該ランキング首位の選手は、プロリーダージャージを着用する。 また、当該ランキングにおいて、U23カテゴリー選手のランキング首位の選手は、 ネクストリーダージャージを着用する。
- 2. チーム年間総合ランキング
 - (1) JPT2023 におけるチームポイントの年間累計で決定する。

- 3. 前二項の各総合1位が同ポイントになったときは、以下の順で判断する。
 - (1)優勝回数の多い選手・チームを1位とする。
 - (2) 更に優勝回数が同数のときは、当該ポイントに達した最後の選手・チームを 1 位とする。

第42条(年間表彰)

JPT2023 における年間表彰は、以下を対象として表彰し賞金および副賞等を授与する。

- 1. 個人年間総合1位~3位
- 2. 個人年間新人賞(U23)1位
- 3. チーム年間総合1位~3位

第43条(各レース表彰)

- 1. JPT2023 の各レースにおいて、個人総合 1 位および新人賞総合 1 位の選手には、以下 のとおりリーダージャージを授与する。
 - (ア)個人総合1位:プロリーダージャージ
 - (イ)新人賞総合1位:ネクストリーダージャージ
- 2. 選手が前項の各賞を複数獲得したときは、以下の順で優先着用とする。
 - (1) プロリーダージャージ
 - (2) ネクストリーダージャージ
- 3. 本条のジャージを授与された選手は、JBCF 公式レース出走時に当該ジャージ着用の 権利と義務を負う。但し、タイムトライアルおよびクリテリウムでワンピースタイプ のジャージ着用を希望する選手は、チームジャージでの出走を認める。

第44条(リーダージャージの付与数)

前条のリーダージャージは、1 名の選手に対して、1 シーズン2枚のみの付与とする。但し、やむを得ない事由により追加が必要になったときは、JBCF の判断により追加で付与する。

第45条(公式式典)

表彰式への参加等、公式式典に無断で欠席した選手には、賞状および副賞を無効として 没収する。また、JCF 規則に準ずるペナルティを課す。

但し、やむを得ない事由があり、事前にレースディレクター等の承認を得たときは、この限りではない。

5. その他

第 48 条 (アカウント管理)

チーム代表者は、エントリーシステムのアカウント情報を厳密に管理する。

第49条(個人情報)

- 1. JBCF は、以下の目的で選手の個人情報を利用することができる。
- (1) 加盟登録選手の管理
- (2) JBCF 公式レースに関する情報発信
- (3) レースや加盟登録に関する連絡
- (4) その他、事故や災害、感染症拡大予防のためなど緊急を要する時
- 2. 前項に加え。JBCFの個人情報取扱いポリシーに従って取り扱われる。

第50条(誠実義務)

- 1. 選手およびチームは、JBCF の定款および本規程ならびにこれらに付随する諸規程を 遵守すること。選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の 保持および運動能力の維持・向上に努める。
- 2. 選手は、JBCF から指名を受けた場合、JBCF の広告宣伝・広報・プロモーション活動 に原則として無償で協力する。

第51条(選手およびチームの肖像権について)

- 1. JBCF の大会やイベント等に参加する際、選手およびチームは、大会やイベント時における肖像を JBCF が宣伝等の目的で使用することにつき、無償で許諾する。
- 2. 選手およびチームは、選手契約の期間中であるか否かを問わず、自転車競技に関し、 選手の肖像、映像、氏名等(以下「選手の肖像等」という)が報道、放送、インター ネット等にアップロードされることおよび当該報道、放送、インターネット等に関す る選手の肖像等につき何ら異議を申し立てない。
- 3. 選手は JBCF またはチームから指名を受けた場合、チームや JBCF の宣伝・広報・プロモーション活動(以下「広告宣伝等」という)に原則として無償で協力する。
- 4. 選手は、以下の各号について事前にチームの書面による承諾を得る。
- (1) テレビ・ラジオ番組およびインターネット等を通じて配信される番組等への出演
 - (2) イベントへの出演
 - (3) 新聞・雑誌取材への応諾
 - (4) 第三者の広告宣伝等への関与
- 5. 前項の出演または関与に際しての対価の分配は、チームと選手が協議して定める。

第52条 (ドーピング禁止)

- 1. 選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。
- 2. 選手は、ドーピング検査の対象として指名されたときは、これを拒否することはできない。
- 3. 選手およびチームは、ドーピングに関する最新情報を常に入手するよう努める。
- 4. JBCF の公式レースにおけるドーピング検査については、JCF の定めにしたがう。
- 5. JBCF 以外の公式レース(UCI レースまたは JCF レース)におけるドーピング検査で 陽性反応が検出された選手は、UCI または JCF で定める出場停止期間中は JBCF の公式レースで出走することはできない。選手が JCF の競技者ライセンス申請時に 18 歳未満であるときは、JADA の公式 web サイトを各自確認のうえでドーピング検査実施 に関する親権者の同意書を作成し、提出を求められた場合はすぐ対応できるよう準備 すること。https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html

第53条(禁止事項)

選手は、以下の各行為をおこなってはならない。

- 1. レースの結果に影響を与える不正行為に関与すること
- 2. 刑罰法規(賭博・暴行・窃盗・脱税・交通事故など)に抵触すること
- 3. 暴力団等の反社会的勢力と関わりを有すること
- 4. その他チームまたは JBCF にとって不利益となる行為をおこなうこと

第54条(処分)

規程に違反したチームには、以下の処分が科される。

- 1. 2023 シーズン累積 1 回目の違反:注意
- 2. 2023 シーズン累積 2 回目の違反:警告
- 3. 2023 シーズン累積 3 回目の違反:次のレースの出走禁止

第55条(免責)

- 1. JBCF は、本規程に関して、チーム、選手または第三者が損害を被ったときといえども、予見可能性の有無に拘らず、一切の責任を負わない。但し、JBCF に故意または重過失がある場合は、この限りではない。
- 2. 前項本文により JBCF が損害賠償責任を負うときは、チームが JBCF に対して支払った金額を上限とする。

附則

JBCF2023 ポイント表

この規程は、2022年11月1日から実施する。